平成19年04月20日改訂
平成19年05月14日施行

キッチン・バス工業会

# 【事故対策マニュアル】

（第 2 版）
平成19年5月

JAPAN ASSOCIATION OF KITCHEN & BATH
キッチン・バス工業会

消費者関連委員会

# 目　　次

Ⅰ. はじめに
Ⅱ. キッチン・バス工業会の事故対策
　1. 事故・不具合・苦情などの情報収集と分析
　2. 事故の定義
　　2-1 製品事故とは
　　2-2 重大製品事故とは
　3. 製品事故に係わる報告
　　3-1 消費生活用製品の重大製品事故の報告
　　3-2 消費生活用製品の重大製品事故以外の製品事故の報告
　　3-3 工業会への報告
　4. 事故対策の判断
　5. 事故対策の公表
　6. 事故対策推進体制の確立
　　6-1 対策推進部門の設置
　　6-2 対策スケジュールの作成
　7. 事故対策の準備
　　7-1 プレス発表文及び社告文の準備
　　7-2 事前報告用文書の準備
　8. 事故対策の事前報告及び説明
　　8-1 関係行政機関への事前報告
　　8-2 関係先への事前説明
　　8-3 販売店、販売会社、サービス部門等への事故対策協力依頼と対策指示
　9. 製品利用者への周知（対策の公表）
　　9-1 周知の方法
　　9-2 周知の徹底
　10. 事故対策状況の把握と報告
　　10-1 事故対策の進捗管理
　　10-2 事故対策の完了確認
　11. 事故対策に係わる工業会の役割
　12. 製品事故対策のフローチャート
Ⅲ. 消費者関連委員会委員名簿
Ⅳ. 消費生活用製品安全法の製品事故報告の様式
　様式-1 報告書

　「製品リコール開始の報告書」
　「製品リコール進捗状況の報告書」
Ⅴ. （独）製品評価技術基盤機構「NITE」の事故情報収集制度の様式
　nite 様式-1 ・報告書 ・補足資料
　nite 様式-2 ・通知書
Ⅵ. 改訂履歴

# Ⅰ．はじめに

本　事故対策マニュアルは、キッチン・バス工業会として消費者保護の観点から、会員各社が製造・販売する住宅設備機器の事故発生に伴う危害や損害の拡大を防止すべく、当該製品の点検・修理・回収等の事故対策を迅速・適切かつ効果的に行うための標準マニュアルとて、経済産業省の委託を受け（財）製品安全協会が作成した「消費生活用製品のリコールハンドブック」を規範として策定され、平成15年10月に第1版が発行されました。

今般、経済産業省によりガス瞬間湯沸器の事故等の対応を踏まえて、製品安全対策に係る総点検結果がとりまとめられ、事故情報収集体制の強化と国民への製品事故情報の提供のための措置を講じるため、平成18年12月6日に消費生活用製品安全法の一部改正が公布されました。これにより、平成19年5月14日から消費生活用製品の重大製品事故の報告・公表制度が施行され、重大製品事故が発生した場合は、製造事業者等は国への事故報告が義務付けられました。

今回の第2版は、上記に伴い事故対策マニュアルの内容を見直し改訂したものです。

キッチン・バス工業会
消費者関連委員会

# Ⅱ．キッチン・バス工業会の事故対策

## 1．事故情報収集と分析

キッチン・バス工業会会員企業（以下会員という）は、日常管理の中で市場における製品の事故・不具合・苦情などの情報を収集・分析し、製品安全上の問題の有無を常に監視し、迅速・的確な事故対策の遂行ができるように体制を整備する。

収集の対象となる主な情報を以下に示す。

（1） 修理・サービス部門からの情報

（2） 販売店からの情報

（3） 消費者及び会員の消費者相談窓口からの情報

（4） 消費生活用製品安全法の製品事故の報告・公表制度に基づく情報

（5） 経済産業省の事故情報収集制度に基づく情報

（6） 住宅部品PLセンターからの情報

（7） 国民生活センター、消費生活センター、消費者関連機関からの情報

（8） 消防署、警察署等公的機関からの情報

（9） 新聞、テレビなどマスコミからの情報

## 2．事故の定義

本マニュアルに記す「製品事故」及び「重大製品事故」とは、消費生活用製品安全法（第1章第2条第4～5項）の定義に則り、次に該当するものをいう。

### 2-1 「製品事故」とは

次のいずれかに該当するものをいう。

（1） 消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

（2） 製品が滅失し又はき損した事故であって、消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの。

ただし、製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかなものは、製品事故には該当しない。製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかで、製品事故に当たらない事故としては具体的に以下の表のようなものが挙げられるが、使用者の不注意や誤使用などについては、その事象が起こり易い場合や拡大の可能性が高い場合は「欠陥によって生じたものでないこと

が明らか」には該当しないと考えるべきである。

また、該非判定に際しては、経済産業省のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ上で順次公開・蓄積される「製品事故事例」等を参考に、的確な判断を行うことが重要である。

| 該非判定 | 事故の内容 | 例 |
|---|---|---|
| 自動的に「製品事故」から除外されるもの | 故意に人体に危害を加えた場合 | 包丁で他人を傷つけた場合など |
| | 製品外の事故（製品自体は健全に機能） | 自転車で　背後から自動車に追突された交通事故 |
| ケース・バイ・ケースで判断を要するもの | 一般消費者の目的外使用や重過失の場合等 | （製品事故に非該当）<br>天ぷら鍋を自動消火装置のついていないコンロにかけたまま、その場を離れた場合に発生した火災事故は、消費者の重過失と考えられる。<br><br>（製品事故に該当）<br>ホームセンターで売られているシュレッダーにおいて家庭で子供が指を切断した事故は、家庭での使用が想定され、製品の欠陥がないとはいえない。 |

### 2-2 「重大製品事故」とは

2-1項の製品事故のうち、危害が重大なものをいい、政令で定める以下の要件に該当するものをいう。

| 重大製品事故 | | 要　件 |
|---|---|---|
| 消費者の生命又は身体に対する重大な危害が発生した事故 | 死亡事故 | |
| | 重傷病<br>・後遺障害事故 | 負傷又は疾病で、治療に要する期間が30日以上のもの又はこれらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）、以下の障害が残るもの<br>・視覚障害で永続するもの<br>・　聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの<br>・　臭覚の障害<br>・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害<br>・肢体不自由<br>・循環器、呼吸器、消化器、泌尿器の機能の著しい障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの<br>※詳細は省令で定める「身体の障害について」を参照すること。 |
| | 一酸化炭素中毒事故 | |
| 製品が滅失し、又はき損した事故であって、消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるもの | 火　災 | 消防が火災として確認したもの<br>※火災は人的被害が発生していない場合であっても、生命又は身体に危害が生じるおそれのある事故と見なす。 |

## 3. 製品事故に係わる報告

### 3-1 消費生活用製品の重大製品事故の報告

重大製品事故が発生した場合は、以下の要領で経済産業省に報告（法的な報告義務）する。重大事故かどうかの判断が難しい場合は、消費者の安全確保をまず優先し、幅広く報告することが望ましい。

| 報告の期限 | 発生の事実を知った日から起算して10日以内 | |
|---|---|---|
| 報告項目 | 事故発生日<br>被害の概要<br>事故の内容<br>製品の名称<br>機種・型式 | 10日間の限られた期間の中で最大限の情報収集に努め、10日間以内にまず報告することが重要であり、報告後に新たな事実が判明し事故の様態等 |

| | | |
|---|---|---|
| | 製造・輸入・販売数及びその時期<br>事故を認識した契機と日<br>事故原因（既に判明している場合）<br>事故への対応 | が変化した場合は追加・修正報告を行う。 |
| 報告の窓口 | 経済産業省商務情報政策局製品安全課事故対策室<br>〔郵便番号〕100-8912<br>〔住所〕 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1<br>〔電話〕 03-3501-1707 （FAX） 03-3501-6201<br>〔E－mailによる通知先〕 seihin-anzen@meti.go.jp | |
| 報告の様式 | 省令で定められた<br>様式-1 の報告書<br>様式-2 の参考資料 | 経済産業省のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞからダウンロードして使用する。<br>※様式-2 は報告書の情報を補完するためのものであり任意であるが、報告することが望ましい。 |

3-2 消費生活用製品の重大製品事故以外の製品事故の報告

消費生活用製品安全法に基づく報告義務の対象となっていない消費生活用製品に関する事故情報については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）の事故情報収集制度により、以下の要領で報告する。

| | |
|---|---|
| 報告の対象 | ・消費生活用製品の使用に伴い生じた製品事故のうち重大製品事故に該当しないもの（非重大製品事故）<br>・消費生活用製品に関する製品事故につながるおそれのある製品の欠陥・不具合等 |
| 報告方法 | NITEが定めた様式<br>〔nite 様式-1〕 ・報告書（製造時業者、輸入事業者用） ・補足資料<br>〔nite 様式-2〕 ・通知書（販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体、地方公共団体※消費生活センター等を含む用） |
| 報告先 | 最寄りのNITE本部又は支所へ速やかに報告<br>（事故情報専用フリーダイヤルファックス） 0120-23-2529 ※大阪本部に設置<br>（E－mailによる通知先） jiko@nite.go.jp |

3-3 工業会への報告

3-1及び3-2の行政及び関係機関への報告事故が発生した場合は、同時にキッチン・バス工業会「製品安全推進会議」（報告窓口は事務局が代行）にも同報告書写しの提出を求める。なお、報告の対象は当工業会が取り扱うキッチン・バス関連製品及びその周辺部材とする。

## 4. 事故対策の判断

製品事故の発生や予兆を発見した場合は、「リコールハンドブック（製品安全協会作成）」等を参照して事故被害の拡大防止のための最適対応を検討し、経営トップが事故対策の判断を行う。

事故対策の方法として、以下のようなものが挙げられる。

（1） 流通および販売段階からの回収（リコール）

（2） 消費者の保有する製品の交換、改修又は引き取り（リコール）

（3） 製造・販売の中止等の暫定対応

（4） 使用者への注意喚起など

（5） 単品不良としての対応

（6） 物的損害としての対応

なお、事故対策としてリコールを実施する場合には、「製品リコール開始の報告書」を、経済産業省製品安全課製品事故対策室へ提出する。

## 5. 事故対策の公表

事故対策の実施を決定した場合、次のいずれかに該当する場合は事故対策の実施を公表し、消費者への迅速な周知と効果的な事故対策の推進を図る。

(1) 重大製品事故で当該製品の顧客（使用者）が特定できず、個々の対応が不可能な場合

(2) 法規または行政指導などにより、公表の必要性が生じた場合

(3) 会員自らの判断で公表を決定した場合

なお、人的危害がない又はその可能性がない物的損害、安全に直接関係のない品質や性能に関する不具合等が生じた場合でも、拡大の可能性があると判断される場合には、使用者への積極的な情報提供が求められる。

経済産業省の事故情報公表基準(参考)

| 重大製品事故の公表について | | 公表方法 | 公表内容 |
|---|---|---|---|
| (1)ガス・石油機器 | | 直ちにプレス発表及び経済産業省ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで公表 | ①事業者名<br>②製品の名称<br>③事故の内容　等 |
| (2)その他の消費生活用製品 | ⅰ)製品起因の事故であることが疑われる場合 | 直ちにプレス発表及び経済産業省ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで公表<br>※明らかに報告対象でない事例等は除く | ・事業者名<br>・機種・型式名<br>・事故の内容<br>・消費者の危険回避に資する事項　等 |
| | ⅱ)製品起因の事故か否かが不明な場合 | 原則、1週間以内にプレス発表及び経済産業省ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで公表<br>※報告を受けた事故情報をさらに分析し、製品起因が疑われる場合はⅰ)と同様の公表 | ・製品一般名<br>・事故概要<br>・受理日<br>・事故発生日 |

## 6. 事故対策推進体制の確立

6-1 対策推進部門の設置

社告などによる事故対策の公表及び顧客対応を含む対策の実務をスムーズに行うため、社内に対策推進の部門を設置する。

6-2 対策スケジュールの作成

事故対策推進部門は、対策に関する実施事項、責任部門(者)、実施日などを含むスケジュール表を作成し、事故又は不具合対策への対応を明確にする。

## 7. 事故対策の準備

事故対策の実施を公表する場合は、当該事故対策に関する資料(ﾌﾟﾚｽ発表や社告等)の準備、関係機関などへの事前報告文書の準備、事故対策に直接関連する機関などへの協力とお願いの準備を行う。

7-1 プレス発表文及び社告文の準備

プレス発表用及び新聞による社告用の文書は、公表の趣旨が顧客に理解されるように努め正確かつ簡潔な内容にする。標準的な記載内容を以下に示す。

① 見出しは「謹告」または「お詫びとお願い」

② 会社名、製品名、機種名、必要があれば製造番号

③ 製造または販売した時期

④ 対象台数

⑤ 事故対策の開始時期

⑥ 事故内容（現象と原因、事故による危険性）

⑦ 事故対策の内容（点検、修理、部品交換、回収など）

⑧ 事故対策の受付窓口とフリーダイヤル

⑨ 対象品の確認方法（全体の外観及び製品名、機種名、製造番号の表示場所が明示されたイラスト又は写真）

⑩ 事故対策が実施されるまでの間の当該製品利用者に対する注意事項及びお願い事項

⑪ 当該機種の事故事例の報告（過去の事故件数と内容事例など）

⑫ 社告の実施日

⑬ 個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の取扱いに関する告知文

⑭ 社告を掲載する自社ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞのアドレス

⑮ その他必要事項

7-2 事前報告用文書の準備

（1） 関係行政機関及び関係先など

関係行政機関及び関係先などへの事前報告や説明に必要な事故の内容、事故対策の内容の概要を記載した文書を作成する。

① プレス発表文（案）及び社告文（案）

② 関係行政機関様式による報告書、説明資料

③ 事故対策に関する報告書または説明書

（2） 消費者団体、流通関係先、当該関係工業会など

プレス発表文（案）及び社告文（案）を盛り込んだ事故対策の概要を記載した報告書及び協力依頼文書を準備する。

（3） 販売店、販売会社、サービス部門など

一般的に事故対策は、販売店、販売会社及び製造事業者のサービス部門により実施されるので、対策要員の確保ならびにこれらの部門が事故内容及び対策内容を正しく理解することが必要である。協力依頼の資料には、プレス発表文（案）

及び社告文(案)を盛り込み、事故の内容及び事故対策の内容を詳細に記述する。

事故対策指示に関する資料(対策・作業指示書など)には原則として以下の事項を盛り込み作成する。

① 事故の内容(現象と原因)

② 事故対策の範囲(対策対象品保有者リストを含む)

③ 具体的な事故対策の内容、対策結果の確認方法、及び手順

④ 対策用部材(交換用製品、部品、材料)の供給方法

⑤ 対策完了ラベルなど製品の識別表示

⑥ 対策結果の報告

⑦ その他(フリーダイヤル、対策スケジュールなど)

【新聞による社告文の例】

<table>
<tr><td rowspan="4">個人情報保護関連 文言</td><td>該当機種 (型番)</td><td rowspan="3">本文<br>・危険性の有無<br>・社告の種類<br>・使用の中止<br>・消費者への依頼内容<br>等を簡潔に表記<br><br>年 月 日<br>○○株式会社</td><td rowspan="3">謹 告<br><br>会社名<br>当該製品名<br>社告の種類<br><br>ご愛用者のお客様へ<br>お詫びとお願い</td></tr>
<tr><td>イラスト又は写真<br><br>※機種・型番の表示箇所を明示</td></tr>
<tr><td>お申し出窓口<br>フリーダイヤル<br>※連絡可能日や時間帯を表記</td></tr>
<tr><td colspan="2">携帯電話・PHSではフリーダイヤルにつながらない場合がある旨を明記する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">弊社ホームページ http://www.******.*****/ の 製品に関する「重要なお知らせ」欄をご確認ください。</td></tr>
</table>

【対策完了ラベルの例】

| 点 検 済 |
| --- |
| (点検日) 年 月 日 |
| (社 名) |
| (氏 名) |

【個人情報保護に関する告知文の例】

「お客様からお申し出を頂きました氏名・住所・電話番号などの個人情報は、今回の点検・修理・回収のためにのみ利用させていただきます。」

【自社のホームページアドレスを記載する場合】

(財)家電製品協会が制定した「お知らせアイコン 」を掲載するのが望ましい。なお、掲載する場合は、家電製品協会の承認・登録後、ガイドラインに沿った運用が必要です。

《標記例》 弊社ホームページ http://www.******.*****/ の 製品に関する「重要なお知らせ」欄をご確認ください。

## 8. 事故対策の事前報告及び説明

事故対策の公表及び実施に先立って、関係行政機関、自治体、消費者団体などに対してプレス発表文(案)及び社告文(案)、事故対策内容の概要に基づき報告及び協力依頼のための説明を行う。

8-1 関係行政機関への事前報告

準備資料に基づいて、必要とする関係行政機関を訪問し事前報告を実施する。なお、主な関係行政機関は以下の通りである。

① 経済産業省製造産業局日用品室
② 経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課／消費者相談室／消費経済対策課
③ 経済産業省産業技術環境局標準課
④ 事故発生地官庁など(事故発生地及び製造事業所を管轄する行政官庁)経済産業局製品安全室、製品評価技術基盤機構支所、消防機関
⑤ 国土交通省住宅局住宅生産課
⑥ (独)製品評価技術基盤機構 生活・福祉技術センター
⑦ 総務省消防庁予防課
⑧ 厚生労働省

8-2 関係先への事前説明

準備した資料に基づき、必要に応じ消費者関係機関、販売・流通関係及び関係工業

会などへの事前説明を行い、事故対策の推進に対する協力をお願いする。主な関係先は以下の通り。

① キッチン・バス工業会　製品安全推進会議（窓口代行：工業会事務局）

② （独）国民生活ｾﾝﾀｰ

③ 地方自治体　消費生活ｾﾝﾀｰ

④ 住宅部品PLセンター

⑤ 当該関係団体・工業会

8-3 販売店、販売会社、サービス部門などへの事故対策協力依頼と対策指示

事故対策の実務を行う部門に対し、対策内容への正しい理解を得るように説明するとともに、迅速な対応をお願い(または指示)する。

## 9. 製品利用者への周知（事故対策の公表）

事故対策公表の目的は、当該製品の事故に伴い発生が予想される危害の重大性、その可能性など、事故対策実施の緊急性を広く利用者に周知するものである。

9-1 周知の方法

事故対策の周知方法としては、プレス発表及び新聞及び自社ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞによる社告掲載などがある。また、全ての顧客が特定されている場合には、顧客名簿によるダイレクトメール、または戸別訪問などを実施する。

（1） プレス発表の実施

社告による公表を実施する際には、原則として事前にプレス発表を実施する。特に切迫した危険のおそれのある場合は、例え欠陥が判明していなくても消費者の安全確保を最優先し、直ちに行う

（2） 新聞による社告掲載の実施

① 社告を掲載する新聞は、日刊の一般紙とする

② 社告の掲載欄は、原則として朝刊の社会面とする

（3） 自社ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞへの掲載

9-2 周知の徹底

9-1項に合わせて次の方法などにより周知の徹底を図る。

① 顧客名簿によるダイレクトメール、または個別訪問

② 販売店でのポスターの掲示、またはチラシの配布

③ 新聞の折り込みチラシ

④ テレビ放映やラジオ放送などの利用

⑤ 当該関係団体・工業会などのインターネットホームページの利用

⑥ 広告などの利用

⑦ 他の修理、据え付けなどで消費者宅を訪問時に合わせて説明

⑧ 消費者関係機関（消費生活センター、消費者団体など）が発行する消費者向け広報誌などへの掲載依頼

⑨ 消防機関、地方自治体が発行する広報誌などへの掲載依頼

## 10. 事故対策状況の把握と報告

事故対策推進部門などは適時対策状況を把握し、その報告進捗状況を以下の様に管理（進捗トレース）するとともに対策実施の促進を図る。

10-1 事故対策の進捗管理（進捗トレース）

（1） 事故対策進捗率の把握

① 事故対策実施部門からの実施報告を基に事故対策の進捗状況を管理する

② 進捗率管理は、対策開始後の1ヶ月間は週（または日）単位、その後は状況に応じて月単位、期単位の管理が望ましい

（2） 関係行政機関及び関係先への進捗状況の報告

① 事前に事故報告を行った関係行政機関へ事故対策の進捗状況報告を行う。なお、事故対策としてリコールを実施した場合には、「製品リコール進捗状況の報告書」を、経済産業省製品安全課製品事故対策室へ提出する。報告期間（周期）は関係行政機関の指示に基づくものとする 。

② 必要に応じ関係先へ進捗状況の報告を行う

10-2 事故対策の完了確認

事故対策の進捗状況により対象製品の事故対策完了の判断を行う。完了判断については、事故の発生する可能性が限りなくゼロに近いと説明できることが必要であり、また完了の判断については、関係行政機関の承認を得ること。なお、次の関係先などに事故対策の完了報告を行う。

① 事前報告または事前説明などを実施した関係行政機関及び関係先（消費者関係機関など）

② 販売店、販売会社、サービス部門など

## 11. 事故対策に係わる工業会の役割

工業会は、会員から製品事故の報告を受けた場合は、「製品安全推進会議」において事故内容を審議し、必要に応じ下記の事故被害の拡大防止・事故再発防止策の検討・推進を行う。

① 会員が事故対策の公表を決定したものについて、製品利用者への周知を促進するため事故内容を工業会ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載する。

② 行政と連携し、効果的な対応策の検討を支援する。

③ 消費者・消費者団体・関係機関からの事故情報の照会に対応する。

④ 類似事故の発生を防止するため、会員に事故情報を伝達する。

⑤ 製品事故の当該事業者に再発防止のための事故原因、再発防止策等の情報提供や説明会を要請する。

⑥ 事故の再発防止に向けた規格・基準の見直しや、自主基準・工業会マニュアル（安全確保のための表示実施要領、取扱説明書作成要領など）の改訂を行う。

⑦ 製品安全化技術の向上や、使用者への安全啓発活動に活かす。

## 12. 製品事故のフローチャート

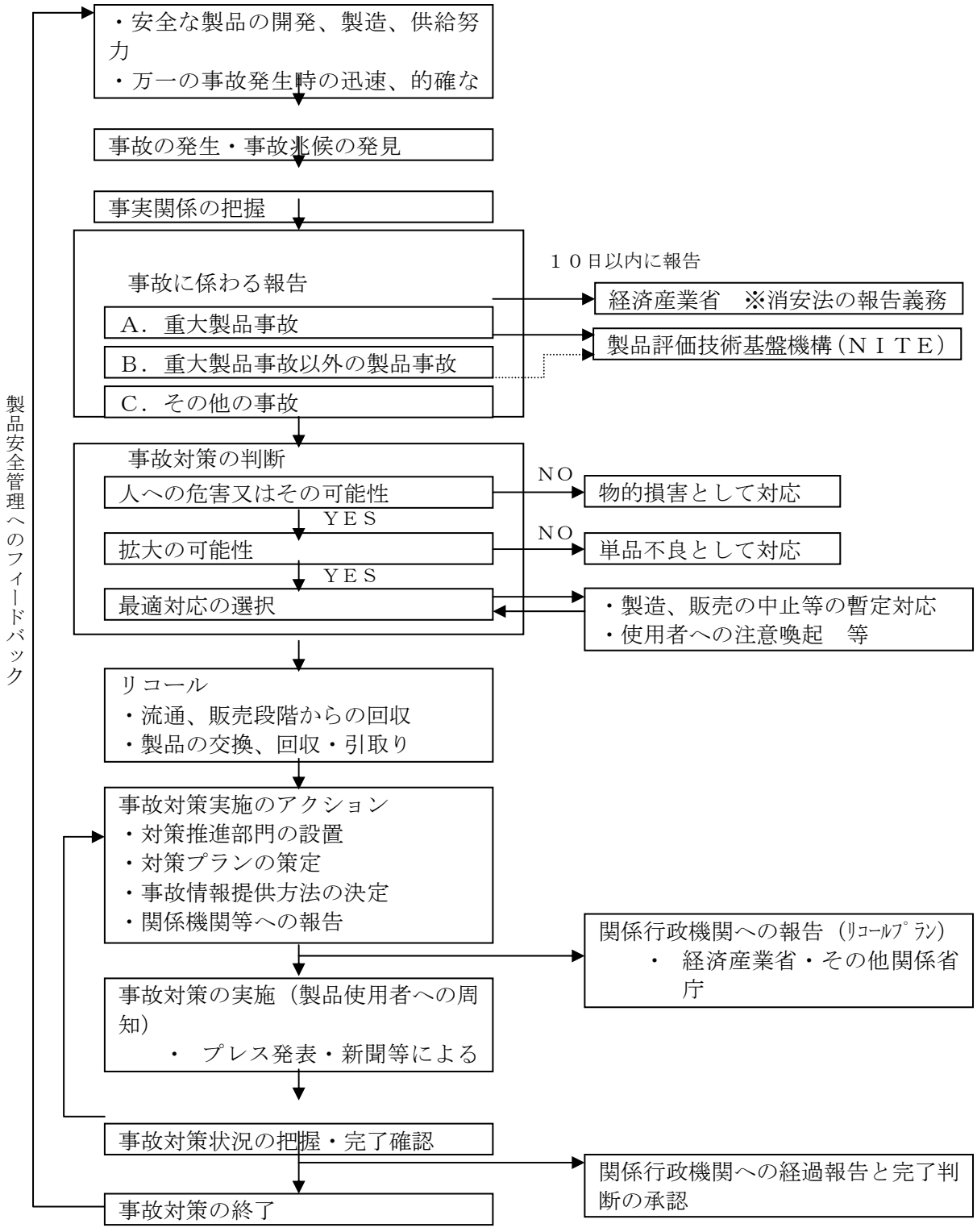

# Ⅲ. 消費者関連委員会委員名簿

| | 会　員　名 | 所属・役職 | | 氏　　名 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 永大産業㈱ | キッチン事業部 キッチン課 | | 田中大樹 |
| 2 | クリナップ㈱ | 開発本部 渉外担当部長 | | 関根延夫 |
| 3 | サンウエーブ工業㈱ | 品質保証室　品質保証部次長 | ○ | 國富 博 |
| 4 | タカラスタンダード㈱ | 営業部 渉外課長 | | 中林吉彦 |
| 5 | 大和重工㈱ | 東京営業所所長 | | 玉川晋一 |
| 6 | 東陶機器㈱ | キッチン・洗面品質保証部 部長 | ○ | 子籠康宏 |
| 7 | トステム㈱ | 住器事業部ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ企画 G 課長 | | 原佳之 |
| 8 | トーヨーキッチン＆リビング㈱ | 特需営業部　部長 | | 中村一行 |
| 9 | 東建ナスステンレス㈱ | 品質保証部 CS ｾﾝﾀｰ課長 | | 横山清治 |
| 10 | ㈱ノーリツ | 住設システム事業部　品質保証室長 | | 蔭山高滋 |
| 11 | ㈱日立ハウステック | CS推進部 CS 推進 G 課長 | | 平井正志 |
| 12 | ㈱ベルテクノ | 広報室室長 | | 伊藤俊昭 |
| 14 | 松下電工㈱ | ｼｽﾃﾑｷｯﾁﾝ（事）事業・技術企画開発 G 参事 | ◎ | 村上良平 |
| 15 | ㈱ミカド | 営業企画課　主幹 | | 白山真一郎 |
| 16 | ヤマハリビングテック㈱ | 品質保証部お客様相談室室長 | ○ | 富田和宏 |
| 17 | ㈱和光製作所 | 長浜製造部品質保証ﾁｰﾑﾏﾈｼﾞｬｰ | | 松 山　巖 |
| 18 | ㈱ハーマン | CS部　企画グループ　部長 | | 入江武志 |
| 19 | ㈱パロマ | マネージャー | | 松山信隆 |
| 20 | 富士工業㈱ | 常務取締役（品質・技術管掌） | | 松田 武一 |
| 21 | MRC・ホームプロダクツ㈱ | 第二営業部　第1グループ | | 浅 井 厚 |
| 22 | 関西電力㈱ | リビング営業グループ 課長 | | 山本龍毅 |
| 23 | MRC・デュポン㈱ | 東京営業部　課長代理 | | 兜坂泰暢 |
| 24 | ㈱喜多村合金製作所 | 営業本部　課長 | | 狩野 己 |
| 25 | グランドデュークス㈱ | 技術部 マネージャー | | 遠藤芳直 |
| 26 | ㈱KVK | CS推進部 CS推進課長 | | 井上博之 |
| 27 | 富士高分子㈱ | 取締役　営業部長 | | 内山俊廣 |
| 28 | (株)ノダ | 建材製造本部資材室係長 | | 藤堂能興 |
| 29 | 株式会社ブリヂストン | 設備・住設機器販売促進課長 | | 吉澤 淳 |
| 30 | 事務局 | 常務理事 | | 島崎喜和 |

# Ⅳ．消費生活用製品安全法の製品事故報告の様式

様式-1　報告書

# 【消安法に基づく重大製品事故の報告様式】

（様式第１）

（注）※印の欄には記入しないこと。

| | |
|---|---|
| ※管理番号 | |
| ※受付年月日 | 年　月　日 |

## 報告書

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 製品名 | | 品名（ブランド名） | | | |
| | | 機種・型式等 | （生産国名：　　） | | |
| 事故発生年月日 | 年　月　日　午前・午後　時頃 | | | | |
| 火災の有無 | 1.有　2.無 | 一酸化炭素中毒の有無 | 1.有　2.無 | 製品被害の有無 | 1.有　2.無 |
| 人的被害区分 | ①死亡（　）名 | | | | |
| | ②負傷又は疾病（治療に要する期間が30日以上のもの）（　）名<br>（以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。）<br>1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名<br>4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名<br>6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名<br>8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名 | | | | |
| | ③負傷又は疾病（治療に要する期間が30日未満のもの）（　）名<br>（以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。）<br>1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名<br>4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名<br>6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名<br>8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名 | | | | |
| | ④人的被害なし | | | | |
| 事故内容 | ①事実関係<br><br>同一機種による類似事故の発生件数：　　件（本件を除く。） | | | | |
| | ②事故発生の原因<br>1.設計不良　2.製造不良　3.使用部品又は材料の不良　4.経年劣化　5.表示の不備<br>6.取扱説明書の不備　7.据付・工事の不良　8.その他（　　） | | | | |
| | （以下、詳細を記述すること。） | | | | |
| | ③事故に係る再発防止の措置<br>1.製造の中止　2.輸入の中止　3.販売の中止　4.製品の改良　5.製造工程の改善<br>6.品質管理の強化　7.製品の回収　8.製品の点検・修理　9.消費者に注意喚起<br>10.表示の改善　11.取扱説明書の改善　12.特に措置しない　13.その他（　　） | | | | |
| | （以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述すること。） | | | | |
| | ④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先<br>（名称）：<br>（連絡先）： | | | | |
| | ⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先<br>（名称）：<br>（連絡先）： | | | | |

| | |
|---|---|
| 事故を認識した契機と日 | (認識した契機)： |
| | (認識した年月日)<br>年　月　日　午前・午後　時頃 |
| 事故発生場所 | ●(住所)： |
| | (具体的場所)： |

| | |
|---|---|
| ☆当該機種・型式等の製品に関する製造時期及び数量 | (時期)：　年　月　日から　年　月　日まで |
| | (数量)： |
| ☆当該機種・型式等の製品に関する輸入時期及び数量 | (時期)：　年　月　日から　年　月　日まで |
| | (数量)： |
| ☆当該機種・型式等の製品に関する販売時期及び数量 | (時期)：　年　月　日から　年　月　日まで |
| | (数量)： |

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づく本報告書の開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある場合は、以下の□を黒く塗りつぶすこと。

| |
|---|
| □　行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある。 |

| | |
|---|---|
| 製造・輸入事業者の名称及び所在地 | (名称)：<br>(報告者の業種)　1.製造事業者　　2.輸入事業者<br>(届出の有無)　1.有（根拠となる法律名：　　）　2.無 |
| | (所在地)：<br>(電話番号)：<br>(担当部署)：<br>(担当部署電話番号)：<br>●(担当者役職)：<br>●(担当者氏名)： |
| 所属の業界団体名及び同所在地 | (名称)： |
| | (所在地様式第一（第三条関係）　(注) ※印の欄には記入しないこと。)：<br>(電話番号)： |

(備考)　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　●印の項目に係る記載内容（事故発生場所（住所）については、町村以下の部分に限る。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、法人役員の役職及び氏名その他既に公表されているものについては開示される。

【消安法に基づく重大製品事故の報告様式（　記　入　例　）】

（注）※印の欄には記入しないこと。

| ※管理番号 | |
|---|---|
| ※受付年月日 | 年　月　日 |

# 報告書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 製品名 | 電気ストーブ | 品名（ブランド名） | KEISAN |
| | | 機種・型式等 | ABC－123<br>（生産国名：日本　　） |
| 事故発生年月日 | ２００７年　4月　1日　午前・[午後]　8時頃 | | |
| 火災の有無 | [1.有] 2.無 | 一酸化炭素中毒の有無 | 1.有 [2.無] |
| 製品被害の有無 | [1.有] 2.無 | | |
| 人的被害区分 | ①死亡（　）名<br>②負傷又は疾病（治療に要する期間が30日以上のもの）（　）名<br>（以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。）<br>1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名<br>4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名<br>6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名<br>8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名<br>③負傷又は疾病（治療に要する期間が30日未満のもの）（1）名<br>（以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。）<br>1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名<br>4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名<br>6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名<br>8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名<br>④人的被害なし | | |
| 事故内容 | ①事実関係<br>電気ストーブをつけてから２０分位経った時、「バーン」という音がして、背部より炎が上がり、壁や天井を焦がした。消費者が風呂の水を使い消火し、消防に通報した。消火の際、全治１０日の火傷を負った。<br>同一機種による類似事故の発生件数：　　２件（本件を除く。） | | |
| | ②事故発生の原因<br>1.設計不良 [2.製造不良] 3.使用部品又は材料の不良 4.経年劣化 5.表示の不備<br>6.取扱説明書の不備 7.据付・工事の不良 8.その他（　　） | | |
| | （以下、詳細を記述すること。）<br>基板に使われている○○××という部品を取り付けるハンダの量にばらつきがあり、電源の入切による冷熱の繰り返しによりハンダ剥離が発生し、放熱性が低下することから、発火に至った。 | | |
| | ③事故に係る再発防止の措置<br>1.製造の中止 2.輸入の中止 3.販売の中止 4.製品の改良 [5.製造工程の改善]<br>6.品質管理の強化 [7.製品の回収] 8.製品の点検・修理 9.消費者に注意喚起<br>10.表示の改善 11.取扱説明書の改善 12.特に措置しない 13.その他（　　） | | |
| | （以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述すること。）<br>販売した製品について事故の再発の可能性があることから、新聞社告、自社ＨＰにおいて周知を行い、製品の無償回収の措置を図るとともに、ハンダ付けの工程の見直し改善を行う。 | | |
| | ④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先<br>（名称）：ＣＤ検査所<br>（連絡先）：東京都□□□区０３－○○○○－××××<br>⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先<br>（名称）：経済産業株式会社<br>（連絡先）：東京都千代田区霞が関１－３－１　　０３－１５０１－１６１１ | | |

| | |
|---|---|
| 事故を認識した契機と日 | (認識した契機)：<br>○×消防署より当社あて電話があり、火災事故の発生を認識した。 |
| | (認識した年月日) ２００７年　５月　１５日　午前・午後　１０時頃 |
| 事故発生場所 | ●(住所)：東京都○○区△△１－２－３ |
| | (具体的場所)：屋間 |

| | |
|---|---|
| ☆当該機種・型式等の製品に関する製造時期及び数量 | (時期)：２０００年　４月　１日　から　２００６年　１２月　１６日まで |
| | (数量)：３０００台 |
| ☆当該機種・型式等の製品に関する輸入時期及び数量 | (時期)：　年　月　日　から　年　月　日まで |
| | (数量)： |
| ☆当該機種・型式等の製品に関する販売時期及び数量 | (時期)：２０００年　５月　１日　から　２００７年　４月　５日まで |
| | (数量)：２８０００台 |

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づく本報告書の開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある場合は、以下の□を黒く塗りつぶすこと。

□　行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある。

| | |
|---|---|
| 製造・輸入事業者の名称及び所在地 | (名称)：経済産業株式会社<br>(報告者の業種) 1．製造事業者　2．輸入事業者<br>(届出の有無) 1．有 (根拠となる法律名：電気用品安全法　)　2．無 |
| | (所在地)：東京都千代田区霞が関１－３－１<br>(電話番号)：０３－３５０１－１５１１<br>(担当部署)：製品安全課製品事故対策室<br>(担当部署電話番号)：０３－３５０１－１７０７<br>●(担当者役職)：製品事故対策係<br>●(担当者氏名)：製安　太郎 |
| 所属の業界団体名及び同所在地 | (名称)：ＺＺＺ工業会 |
| | (所在地)：東京都○○区△△△９－８－７<br>(電話番号)：０３－○○○○－ｘｘｘｘ |

(備考)　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　●印の項目に係る記載内容（事故発生場所（住所）については、町村以下の部分に限る。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、法人役員の役職及び氏名その他既に公表されているものについては開示される。

また、様式第一で定められている報告書だけでなく、経済産業省からの通達（**平成１９年４月９日付け平成19･04･09商局第１号「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」**）で示された「参考資料」についても様式第一の付属資料として提出するようお願いします。さらに、必要に応じて、図、写真、資料等を併せて添付してください。

なお、下記資料の「被害者」及び「製品の所有者」の個人情報を経済産業省に報告される場合には、被害者及び所有者に対して、氏名等の個人情報を報告する旨の同意を得るようお願いいたします。

# 【消安法の報告様式に付属される参考資料の様式】

（注）※印の欄には記入しないこと。

## 参考資料

| ※管理番号 | |
|---|---|
| ※受付年月日 | 年　月　日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①<br>被害者 | ﾌﾘｶﾞﾅ<br>（姓）　（名） | 性別 | 1.男　2.女<br>●（年齢：　歳） |
| | （住所）<br>（電話番号） | | |
| | 購入先企業名（　） | | |
| ②<br>人的被害内容 | 1.死亡　2.負傷又は疾病（治療に要する期間が30日以上のもの）<br>3.負傷又は疾病（治療に要する期間が30日未満のもの） | | |
| ③<br>人的被害区分 | 1.骨折　2.打撲　3.裂傷　4.擦過傷　5.火傷　6.皮膚障害　7.視覚障害<br>8.聴覚又は平衡機能障害　9.嗅覚機能の障害　10.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害<br>11.肢体不自由　12.循環器機能の障害　13.呼吸器機能の障害　14.消化器機能の障害<br>15.泌尿器の機能の障害　16.一酸化炭素による中毒<br>17.一酸化炭素以外の中毒（　）　18.窒息　19.感電　20.その他（　） | | |
| ④<br>治癒状況 | 1.完治　2.治療中　3.不明　全治（　日間・内入院　日間・通院　日間） | | |
| ●⑤<br>被害者の要望 | 1.被害金額の弁償　2.製品の交換　3.修理・点検　4.引取り（代金返済）　5.慰謝料<br>6.調査・原因究明　7.謝罪（他の要望なし）　8.その他（　）　9.要望なし | | |
| | （内容） | | |
| ●⑥<br>被害者への措置 | 1.被害金額の支払　2.製品交換　3.部品交換　4.修理・点検　5.部品提供<br>6.引取り（代金返済）　7.慰謝料の支払　8.事故原因等の説明　9.見舞金の支払<br>10.特に措置しない　11.被害者と交渉中　12.係争中（裁判等）13.謝罪<br>14.その他（　） | | |
| | 前項2.～5.において　1.有償　2.無償　被害者の反応　1.納得　2.納得しない | | |
| | （内容）<br>（提示金額：　円）　（支払金額：　円） | | |

（注）被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入すること。

| | | |
|---|---|---|
| ⑦<br>事故製品の所有者 | ﾌﾘｶﾞﾅ<br>（姓）：　（名）： | |
| | （住所）<br>（電話番号） | |
| ⑧<br>製品の購入等年月日及び入手先 | 年　月　日購入　製品の使用期間　年　ヶ月使用 | |
| | 1.デパート　2.スーパーマーケット　3.一般商店　4.専門店　5.量販店　6.ホームセンター<br>7.通信販売　8.中古品販売店　9.共済組織等　10.製造事業者　11.輸入事業者<br>12.その他（　）　13.不明 | |
| ⑨<br>貼付されているマーク等の名称 | | 取扱説明書の有無　1.有　2.無　3.不明<br>保証書添付の有無　1.有　2.無　3.不明<br>保証書の有効期限　購入日・製造日より　年　月 |

（備考）
1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　本資料は、報告書（施行規則第3条様式第一）の情報を補完するためのものであり、報告は任意である。
3　報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付すること。
4　上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記②～⑥の欄の情報と併せて国に提供することを、被害者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。
5　上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記⑧の欄の情報と併せて国に提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。
6　上記①及び⑦の太線で囲まれた欄（住所については町村以下の部分に限る。）及び●印の項目に係る記載内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、既に公表されているものについては開示される。

【消安法の報告様式に付属される参考資料の様式（　記　入　例　）】

# 参　考　資　料

（注）※印の欄には記入しないこと。

| ※管理番号 | |
|---|---|
| ※受付年月日 | 年　月　日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①被害者 | ﾌﾘｶﾞﾅ　ツウサン　ハナコ | 性別 | 1.男　2.女 |
| | （姓）通産　（名）花子 | | ●（年齢）：　３０歳） |
| | （住所）東京都△△区××６７８<br>（電話番号）０３－０００００－××××、 | | |
| | 購入先企業名（ＸＹＺ電気店　　） | | |
| ②人的被害内容 | 1.死亡　2.負傷又は疾病（治療に要する期間が30日以上のもの）<br>3.負傷又は疾病（治療に要する期間が30日未満のもの） | | |
| ③人的被害区分 | 1.骨折　2.打撲　3.裂傷　4.擦過傷　5.火傷　6.皮膚障害　7.視覚障害<br>8.聴覚又は平衡機能障害　9.嗅覚機能の障害　10.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害<br>11.肢体不自由　12.神経器機能の障害　13.呼吸器機能の障害　14.消化器機能の障害<br>15.泌尿器の機能の障害　16.一酸化炭素による中毒<br>17.一酸化炭素以外の中毒（　　）　18.窒息　19.感電　20.その他（　　） | | |
| ④治癒状況 | 1.完治　2.治療中　3.不明　　全治（　１０日間・内入院　　日間・通院　１０日間） | | |
| ●⑤被害者の要望 | 1.被害金額の弁償　2.製品の交換　3.修理・点検　4.引取り（代金返済）　5.慰謝料<br>6.調査・原因究明　7.謝罪（他の要望なし）　8.その他（　　）　9.要望なし<br>（内容）<br>被害金額の弁償となぜ事故が起きたのか、原因究明を行って報告して欲しい。 | | |
| ●⑥被害者への措置 | 1.被害金額の支払　2.製品交換　3.部品交換　4.修理・点検　5.部品提供<br>6.引取り（代金返済）　7.慰謝料の支払　8.事故原因等の説明　9.見舞金の支払<br>10.特に措置しない　11.被害者と交渉中　12.係争中（裁判等）　13.謝罪<br>14.その他（　　） | | |
| | 前項3～5.において　1.有償　2.無償 | 被害者の反応 | 1.納得　2.納得しない |
| | （内容）<br>事故原因について説明を行い、被害金額の弁償を行った。<br>また、事故により使用不能となった電気ストーブについては、別のタイプの電気ストーブと交換を行った。<br>（提示金額：　△△△△△△円）　（支払金額：　××××××円） | | |

（注）被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入すること。

| | | |
|---|---|---|
| ⑦事故製品の所有者 | ﾌﾘｶﾞﾅ　ツウサン　ハナコ | |
| | （姓）：通産　（名）：花子 | |
| | （住所）東京都△△区××６７８<br>（電話番号）０３－０００００－××××、 | |
| ⑧製品の購入等年月日及び入手先 | ２００６年　１月　２０日購入　　製品の使用期間　１年　３ヶ月使用 | |
| | 1.デパート　2.スーパーマーケット　3.一般商店　4.専門店　5.量販店　6.ホームセンター<br>7.通信販売　8.中古品販売店　9.共済組織等　10.製造事業者　11.輸入事業者<br>12.その他（　　）　13.不明 | |

| ⑮ 貼付されている マーク等の名称 | PSE | 取扱説明書の有無 | 1.有 | 2.無 | 3.不明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 保証書添付の有無 | 1.有 | 2.無 | 3.不明 |
| | | 保証書の有効期限 | 購入日・製造日より | 1年 | 月 |

（備考） 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 本資料は、報告書（施行規則第3条様式第一）の情報を補充するためのものであり、報告は任意である。
3. 報告の際は、、通覧、製品事故に関する写真、図等を添付すること。
4. 上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記②～⑭の欄の情報と併せて国に提供することを、被害者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。
5. 上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記⑧の欄の情報と併せて国に提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。
6. 上記①及び⑦の太線で囲まれた欄（住所については町村以下の部分に限る。）及び●印の項目に係る記載内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、既に公表されているものについては開示される。

さらに、電子的な報告を希望する場合には、経済産業省の製品安全のページ「製品安全ガイド」（http://www.meti.go.jp/product_safety/）から直接入力可能です。

報告書
（製造事業者、輸入事業者用）

## Ⅴ．(独)製品評価技術基盤機構「NITE」の事故情報収集制度の様式

nite 様式-1 ・報告書

（nite 様式-1）

（注）※印の欄には記入しないでください。

| 取扱注意 |
|---|

| ※ 管 理 番 号 | |
|---|---|
| ※ 受 付 年 月 日 | 年　　月　　日 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 製　品　名 | | 品名（ブランド名） | | | |
| | | 機種・型式等 | （　　生　　産　　国名：　　） | | |
| 事故発生年月日 | 年　　月　　日　午前・午後　　時頃 | | | | |
| 火 災 の 有 無 | 1.有　2.無 | 一酸化炭素中毒の有無 | 1.有　2.無 | 製品被害の有無 | 1.有　2.無<br>（全損・一部破損・不明） |
| 人的被害区分 | ①死亡（　）名<br>②負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日以上のもの）（　）名<br>（以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。）<br>1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名<br>4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名<br>6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名<br>8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名<br>③負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日未満のもの）（　）名<br>（以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。）<br>1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名<br>4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名<br>6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名<br>8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名<br>④人的被害なし | | | | |
| 事　故　内　容 | ①事実関係（詳細を記述してください。）<br><br>・同一機種による類似事故の発生件数：　　件（本件を除く）<br>・当該製品の周辺への被害拡大の有無：1.あり（その概要　　）<br>2.なし<br>・リコール実績の有無：1.あり（　　年　　月）　2.なし | | | | |

| | |
|---|---|
| | ②事故発生の原因<br>1.設計不良　2.製造不良　3.使用部品又は材料の不良　4.経年劣化　5.表示の不備<br>6.取扱説明書の不備　7.据付・工事の不良　8.その他（　　）<br>（以下、詳細を記述してください。） |
| | ③事故に係る再発防止の措置<br>1.製造の中止　2.輸入の中止　3.販売の中止　4.製品の改良　5.製造工程の改善<br>6.品質管理の強化　7.製品の回収　8.製品の点検・修理　9.消費者に注意喚起<br>10.表示の改善　11.取扱説明書の改善　12.特に措置しない　13.その他（　　）<br>（以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述してください。） |
| | ④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先<br>（名称）<br>（連絡先） |
| | ⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先<br>（名称）<br>（連絡先） |
| 事故を認識した契機と日 | （認識した契機） |
| | （認識した年月日）<br>年　月　日　午前・午後　時頃 |
| 事故発生場所 | ●（住所） |
| | （具体的場所） |
| 当該型式品の製造時期及び数量 | （時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで |
| | （数量）： |
| 当該型式品の輸入時期及び数量 | （時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで |
| | （数量）： |
| 当該型式品の販売時期及び数量 | （時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで |
| | （数量）： |
| 製造・輸入事業者の名称及び所在地 | （名称）：<br>（報告者の業種）１.製造事業者　　２.輸入事業者<br>（届出の有無）１.あり（根拠となる法律名：　　）　２.なし |

| | |
|---|---|
| | （所在地）：<br>（電話番号）：<br>（担当部署）：<br>（担当部署電話番号）：<br>●（担当者役職）：<br>●（担当者氏名）： |
| 所属の業界団体名<br>及 び 同 所 在 地 | （名称） |
| | （住所）：<br>（電話番号）： |

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

（注）・●印の項目に係る記載は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

（nite 様式-1）補足資料

<table>
<tr><td rowspan="3">①<br>被　害　者</td><td colspan="2">ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2">1.男　2.女<br>●(年齢:　歳)</td></tr>
<tr><td>(姓)</td><td>(名)</td></tr>
<tr><td colspan="4">(住所)<br>(電話番号)</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">購入先企業名（　　）</td></tr>
<tr><td>②<br>人的被害区分</td><td colspan="4">1.骨折　2.打撲　3.裂傷　4.擦過傷　5.火傷　6.皮膚障害　7.視覚障害<br>8.聴覚又は平衡機能障害　9.嗅覚機能の障害　10.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害　11.肢体不自由　12.循環器機能の障害　13.呼吸器機能の障害　14.消化器機能の障害<br>15.泌尿器の機能の障害　16.一酸化炭素中毒　17.一酸化炭素以外の中毒（　　）<br>18.窒息　19.感電　20.その他（　　）</td></tr>
<tr><td>③<br>治癒状況</td><td colspan="4">1.完治　2.治療中　3.不明　　全治（　　日間・内入院　　日間・通院　　日間）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">●④<br>被害者の要望</td><td colspan="4">1.被害金額の弁償　2.製品の交換　3.修理・点検　4.引取り（代金返済）　5.慰謝料<br>6.調査・原因究明　7.謝罪（他の要望なし）　8.その他（　　）　9.要望なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">(内容)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">●⑤<br>被害者への措置</td><td colspan="4">1.被害金額の支払　2.製品交換　3.部品交換　4.修理・点検　5.部品提供<br>6.引取り（代金返済）　7.慰謝料の支払　8.事故原因等の説明　9.見舞金の支払<br>10.特に措置しない　11.被害者と交渉中　12.係争中（裁判等）13.謝罪<br>14.その他（　　）</td></tr>
<tr><td>前項 2.～5.において</td><td>1.有償　2.無償</td><td>被害者の反応</td><td>1.納得　2.納得しない</td></tr>
<tr><td colspan="4">(内容)<br>（提示金額：　　円）　（支払金額：　　円）</td></tr>
</table>

（注）①～⑤については、被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入してください。

<table>
<tr><td rowspan="3">⑥<br>事故製品の所有者</td><td colspan="2">ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>(姓)：</td><td>(名)：</td></tr>
<tr><td colspan="3">(住所)<br>(電話番号)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑦<br>製品の購入等年月日及び入手先</td><td colspan="3">年　月　日購入　製品の使用期間　年ヶ月使用</td></tr>
<tr><td colspan="3">1.デパート　2.スーパーマーケット　3.一般商店　4.専門店　5.量販店　6.ホームセンター<br>7.通信販売　8.中古品販売店　9.共済組織等　10.製造事業者　11.輸入事業者<br>12.その他（　　）　13.不明</td></tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| ⑧<br>貼付されている<br>マーク等の名称 | | 取扱説明書の有無　1.有　2.無　3.不明<br>保証書添付の有無　1.有　2.無　3.不明<br>保証書の有効期限　購入日・製造日より　　年　　月 |

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

（注）・報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付してください。

・上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を②～⑤の欄の情報と併せて nite に提供することを、被害者本人に同意を得る必要があります（ただし、太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要です。）。

・上記⑥の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を⑦の欄の情報と併せて nite に提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要があります（ただし、太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要です。）。

・上記①、⑥の太線で囲まれた欄（住所については町村以下の部分に限る。）及び●印の項目に係る記載は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

通　知　書

（販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、
関係団体、地方公共団体（消費生活センター等を含む。）用）

（nite 様式-2）

取扱注意

（注）※印の欄には記入しないでください。

| | |
|---|---|
| ※ 管 理 番 号 | |
| ※ 受 付 年 月 日 | 年　　月　　日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 製　品　名<br>品名（ブランド名） | | | |
| 機種・型式等 | | 生産国名： | |
| 製品に付されている<br>表示又はマーク | | 取扱説明書の有無　　有　・　無 | |
| 事故発生年月日 | 年　　月　　日　　午前・午後　　時頃 | | |
| 事故発生場所 | ●（住所） | | |
| | （具体的場所） | | |
| 被　害　者 | ●氏　名：　　性別：　男　・　女　　●年齢：　才 | | |
| 火災の有無 | 1.有　　2.無 | 一酸化炭素中毒の有無 | 1.有　　2.無 |
| 人的被害の概　要 | 1.死亡（　）名　2.負傷又は疾病（全治 30 日以上のもの）（　）名　3. その他軽傷又は疾患<br>（病院治療（　）名・家庭内治療（　）名） | | |
| | 1.骨折　2.打撲　3.裂傷　4.擦過傷　5.火傷　6.皮膚障害　7.視覚障害<br>8.聴覚又は平衡機能障害　9.嗅覚機能の障害　10.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害　11.肢体不自由　12.循環器機能の障害　13.呼吸器機能の障害　14.消化器機能の障害<br>15.泌尿器の機能の障害　16.一酸化炭素以外の中毒（　　）<br>17.窒息　18.感電　19.その他（　　） | | |
| | □人的被害なし | | |
| 人的被害以外の被害状況 | 1.製品破損の有無　　有　・　無<br>2.当該製品の周辺への被害拡大の有無　　有（その内容　　）　・　無 | | |
| 製品の購入及び使用状況 | 購入年月日:　　年　　月　　日　　使用期間:　　年　　ヶ月（　　日）<br>購　入　先： | | |
| 事　故　内　容 | （詳細を記述してください。別紙に記載していただいても結構です。） | | |
| 事　故　原　因<br>（貴所における所見） | | | |
| ●被害者の要望 | 1.被害金額の弁償　2.製品交換　3.修理・点検　4.引き取り（代金返済）　5.慰謝料<br>6.調査・原因究明　7.謝罪（他になし）<br>8.　　そ　　の　　他<br>（　　） | | |

| | |
|---|---|
| 製造事業者等の名称及び所在地 | （名称）：<br>（業種）１.製造事業者　　２.輸入事業者　　3.発売元　　4.その他 |
| | （所在地）：<br>（電話番号）：<br>●（担当者氏名）： |
| 通知書作成者 | （名称・機関名）　　（氏名）<br>e-mail： |
| | （住所）　　（電話番号）：<br>（ＦＡＸ）： |
| 事故品の提供及び事故品の解体についての確認 | 事故品提供について（事故品をｎｉｔｅに提供していただけますか。）→　可　・　否<br>事故品返却について（提供いただける場合は、返却する必要がありますか。）→　要　・　否<br>事故品解体について（試験によって解体してもよろしいですか。）→　可　・　否 |

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

（注）・通知に当たっては、原則として本様式によりますが、他の様式でも上記項目が網羅されていれば、本通知書に替えることができます。また、●印の項目の記載（住所については町村以下の部分に限る。）は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

# Ⅵ. 改訂履歴

| | | |
|---|---|---|
| 制　定：平成15年9月26日 | キッチン・バス業界の事故対策マニュアルとして第1版を制定 |
| 改　訂：平成19年5月14日 | 平成19年5月14日から、消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の重大製品事故の報告・公表制度が施行されることに合わせて内容を改訂し、第2版を制定 |

参考資料

# キッチン・バス工業会主催　消費生活用製品安全法緊急説明会Ｑ＆Ａ集

【第１回】　2007 年 03 月 08 日　大阪会場（松下　松心会館）
【第２回】　2007 年 04 月 12 日　東京会場（メルパルク東京）
（説明者）　経済産業省製品安全課　課長補佐　藤澤秀行　様

本 Q&A 集は、上記の二回の説明会での質疑応答（回答者は藤澤様）の要点をまとめたものです。
内容についてはあくまで事故報告制度の理解の参考とし、拡大解釈のなきようご注意ください。（事故原因において、製品に起因する可能性が少しでも存在したり、事故原因に不明な点がある場合には、「製品事故」から除外することはできません。）

| | 質問 | 回答 |
|---|---|---|
| 1 | 電気用品安全法の事故報告制度は改正消安法施行時に廃止予定とのことだが、電安法事故報告制度の全てが廃止になると理解して良いのか？ | 電気用品安全法の消費生活用製品に係わる範囲で事故報告制度が廃止される。なお、業務用の事故については、継続して報告が必要です。 |
| 2 | 誤使用、誤施工による重大事故について、「取扱説明書や工事説明書」に注意事項などを記載している場合でも、報告対象となるのか？ | 誰がみても「誤使用、誤施工」と言い切れる（工事ミスが無ければ製品は万全であった）場合は、製品事故ではないので報告の対象外です。ただし、事故の原因が商品に全く起因しないことが前提です。<br>補償問題を考えると「誤使用・目的外使用」であることを明確にするためにも、「こういう使い方はしない」「この場合にはこういう危険がある」ということを明記するのも方法ですが、全てを１００％記載するのは難しいと思われます。たとえば脚立のような商品でも説明書は２６Ｐほどあり（・・しないでくれ！がいっぱい書いている）ますので、使用者が全てを読むことを期待できるでしょうか。 |
| 3 | 「たまたまそこに人が居なかったため、人身事故にならなかった場合」など、事故が発生する「おそれ」まで報告義務の対象になるのか？ | 人体に被害を及ぼさない場合は、報告義務はありません。 ただし「火災」は重大な製品事故扱いで、報告が必要です。人体に危害のない、ヒヤリハットは対象外です。 |
| 4 | 火災の定義はあるのか？ | 火災の定義はありません。発生した地域の消防署の判断で「火災と認めたもの」になります。 |
| 5 | コンセントのトラッキングによる火災の場合、報告はどうなるのか？ | 火災に及んだ場合は報告の対象となります。原因が判らなくても一旦、原因不明で報告してください。以降の調査で使用者の不注意が原因と判った場合などは、その旨を追加報告してください。なお、埃が溜まるのは消費者の誤使用ではなく、「埃が溜まりやすい製品」となることもあり、報告が必要です。 |
| 6 | 火災の場合、すぐには発生原因の特定が出来ない場合が多い。消防、警察に聞いても内容を教えてくれないので報告（１０日以内）が遅れる。報告の起算日 | 火災の場合は、報告の起算日は消防が発生源を特定した日となります。発生源を特定した時点で、消防から特定した対象メーカーに事故情報が連絡される。<br>事故発生時からの起算ではなく、製造・輸入事業者が「製品が事故を起こしたらしい」ということを知った日が起 |

| | | |
|---|---|---|
| | を「いつ」と解釈したら良いのか？ | 算日となります。 |
| 7 | 事故報告は「製造事業者」「輸入事業者」に限定とのことだが、施工ミスにより吊戸棚が落下して重大事故が発生した場合などでは、どうなるのか？ | 工事が１００％原因として認められる場合は、製品事故ではなく報告の対象にはなりません。なお、メーカーが工事に関する適切な指示や注意事項を表示していなかった場合や、設置マニュアルが間違っており設置工事ミスが多発した場合などは、メーカーとしてリコールや社告を打つなどの対応責任が出てくるが、消安法で言う製品事故ではなく報告の義務はない。「リコール」などの対応責任と消安法の「報告」とは別物です。 |
| 8 | ビルトイン機器などのＯＥＭ商品の場合、設計したものが製造事業者すなわち報告対象者とのとだが、使用者は商品のブランドを見て事故対象品を判断するので、機器のブランド表示メーカーが報告対象者にはならないのか？ | 設計をした機器の製造事業者（真の製造事業者）が報告対象者となります。この場合、機器の製造事業者は販売事業者から事故情報について提供の協力を得る必要がある。報告の目的は製品事故の再発防止であり、実際の製造事業者であるからこそ製品知識を持っており、きちんとした対応ができる。ただし、機器の機能まで変わるような部分に委託元が関与した場合や、その委託元メーカーの商品にしか付けられない専用機器の場合は委託元が報告する。<br>（例）システムキッチンのガスコンロの間口寸法が特殊で汎用性がなく、専用のガスコンロしか取り付かない場合は、ガスコンロはシステムの中の一部品と化している。製品と呼べるのはシステムキッチン全体である、この場合システムキッチンメーカが報告することが妥当である。 |
| 9 | 吊戸棚の扉を開いた状態で使用中、頭を打って怪我をした。この場合は報告義務があるのか？ | 使用者の誤使用で、本来の製品事故には該当しないので報告義務はありません。ただし、様々なお客様がいるので頭を打ってもケガしないよう大きなＲをつける等の設計上の配慮をして下さい。<br>※特定製品のベビーバスなどでは「全てＲをつける」という基準があります。 |
| 10 | 製品の誤使用（換気扇を回さずに燃焼機器を使用）によりＣＯ中毒になった場合は対象となるか？ | １００％誤使用・目的外使用の場合は製品事故ではありません。（消安法対象外）死亡事故の場合でも、消安法の報告対象外もある。しかし、１００％誤使用を証明するのは難しいこともあり、報告はしておくべきです。 |
| 11 | 行政として考えている重大製品事故記録の保存年数は何年か？ | 経年劣化の年数と同じでまだ決まっていない。（経年劣化の問題と連動して決まる。） |
| 12 | 製品回収率について折り合いは付けられないのか（１００％回収が絶対なのか） | 石油ファンヒーターの例のように、拾ってきた製品を使って事故が発生している事例もある。経済省としては１００％が基本と言わざるを得ない。 |
| 13 | １０日以内の報告の起算日について、販売をしているデイーラに情報が入った時点か、製造メーカーに入った時点か？ | 法人格が違えば、製造している当事者に情報が入った時点となる。 |

# 解　説 （参考資料）

■ 改訂の趣旨

・ 消費生活用製品安全法の一部改正（重大製品事故報告の義務化）に合わせて内容を見直し改訂した。

■ 本文の解説

・ 事故の定義を消安法（第1章第2条第4～5項）の定義に則り記載するようにした。

・ 理解を平易にするため、人的被害以外の事故や安全に直接関係ない問題など第1版で「不具合」と記載した項目は全般削除した。ただし、5．事故対策の公表の項の末尾に、なお書きで一部考え方（使用者への積極的な情報提供が求められる旨）を記載した。

・ 3-2重大事故以外の製品事故の報告の項で、上記の報告義務から除外される消費生活用製品の任意の報告制度（NITEへの届出）を記載した。これまでのNITEにおける事故情報収集制度および、経済産業省で報告を受けていた電気用品に係わる事故情報やリコール情報については、今回の消安法に基づく製品事故報告制度が施行されるに当たり整理・統合が加えられ、消安法の報告が義務付けられていない事故情報については、NITEに一元的に報告することとなった。従前の事故情報収集制度を定めた「消費生活用製品の欠陥等による事故情報の収集に関する協力依頼について」（平成16.11.10商局第2号から第9号）は廃止された。

・ 4．の事故対策の判断では（1）（2）をリコールと表示し、リコールに背を向けない姿勢を明確にした。

・ 第1版の事故対策の事前準備の項で「顧客を特定できない場合」と「顧客を特定できる場合」に分けて記載していた部分を、5．事故対策の公表の項で、「公表して事故対処するかどうか」に変更し、意図を明確にした。また5．事故対策の公表の項に「経済産業省の事故情報公表基準」を参考に掲載した。

・ 7-2事前報告用文書の準備の項に、社告文、対策完了ラベル、個人情報保護法に関する告知文、HPアドレス記載　の具体例を記載した。

・ 11．事故対策に係わる工業会の役割　の項を挿入し、事故対策に対する工業会のマネッジメント・支援活動の内容を明確にした。

・ 12．製品事故対策のフローチャートに、「事故に係わる報告のフロー」を追記し、また事故対策の判断からの選択肢の中で「リコール」を明記した。

・ 8-1　関係行政機関に厚生労働省を追記した。

・ 参考資料のリスク分析と評価は今回削除した。別途、事故発生の予防活動として、キッチン・バスのリスクアセスメントマニュアル作りに取り組むものとする。